

# URARA

うらら

# 新成人のついで

2020  
No.665



新成人のついで

## 主な内容

新成人のついで・・・2P  
容器包装プラスチックごみ収集終了のお知らせ・・・5P  
高齢者等冬の生活支援（灯油）券申請受付中・・・13P

## 「新成人のつどい」開催



1月12日(日)、あかねホールにおいて新成人のつどいが開催され、今年は11名の新成人が出席しました。家族が見守る中1人ずつ名前を呼ばれると、男性はスーツ、女性は振袖姿でやや緊張した面持ちで入場し、プログラムの最後にはひとりひとり成人としての抱負を発表していました。また、幼稚園から中学校までの思い出の写真がスライドショーとして流され、出席者は懐かしい写真に見入っていました。式典には町の観光大使である臼子ねえさんも駆けつけ、新成人を祝福していました。



**国民健康保険税は納期内に必ず納めましょう!!**

## 町内会と行政を結ぶ 新町内会長決まる

### 令和2年 町内会長

町内会	町内会長
鶴沼	1 折坂 義一
	2 笠野 聖史
	3 土肥 雅彦
浦臼	1 石橋 和博
	2 大平 英祐
	3 横井 正樹
	3-2 川畑 隆幸
	4 塚本 秀夫
	5 奥田 弘
	6 上嶋 幸憲
	7 曾根 豊
8 片山 巖	
晩生内	1 伊藤 覚施
	2 戸沢 守
	3 井川 晃

1月7日（火）、行政センターにおいて令和2年の町内会長の辞令交付式が行われ、斉藤町長より辞令が交付されました。

新しい町内会長さんには、各町内会の諸行事の計画・実行のまとめ役として、また、行政と町内会との連絡調整役として一年間、様々な仕事を願っています。

新しい町内会長は左記のとおりです。一年間よろしくお願いいたします。



## 出初式

1月7日（火）、浦臼町役場前において消防出初式が行われました。

この出初式は、年頭にあたり無火災・無災害を祈念すると共に、地域住民の防火思想の普及徹底と近代消防の確立を期することを目的としています。

分列式終了後には、あかねホールにおいて永年の消防功績を称えた表彰式が行われ、中には25年にわたり地域の消防に貢献された方もおり、受賞者は厳格な雰囲気の中、表彰を受けていました。

## 消防出初式表彰受賞者

敬称略

行賞者	表彰区分	受賞者	
		階級	氏名
北海道知事	20年勤続表彰	副分団長	高田 英利
		部長	庄野 祐嗣
		班長	今中 恵一
	10年勤続表彰	//	田村 将人
		団員	内藤 要
		//	笠野 宏之
砂川地区広域消防組合組合長	20年勤続表彰	部長	土橋 直生
		班長	今中 恵一
		//	田村 将人
	10年勤続表彰	団員	内藤 要
		//	笠野 宏之
		副団長	平松 克広
北海道消防協会会長	20年勤続表彰	分団長	丹羽 栄
		部長	土橋 直生
		班長	今中 恵一
	10年勤続表彰	//	田村 将人
		団員	内藤 要
		//	笠野 宏之
北海道消防協会空知地方支部長	功績章	団長	渡邊 一彦
			加藤 正義
		副分団長	大石 陽進
	25年勤続表彰	団員	庄野 浩一
		//	山田 正勝
		団員	松田 晃浩
5年勤続表彰	//	鎌田 正幸	
	団員	松田 晃浩	
	//	鎌田 正幸	
北海道消防協会空知地方支部中空知分会長	功績章	団員	松田 晃浩
		//	鎌田 正幸



ゴミは、分別して出しましょう!!

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ～ 高額介護合算療養費及び医療費通知について ～

#### ■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには役場暮らし応援課住民係への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

#### ◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円
1割	一 般	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）
		区分Ⅰ（※2）
		31万円
		19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

#### ■医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付しています。

発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成31年1月	〇〇病院	医科外采	1	18,000	1,800	0	0	0
平成31年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
平成31年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。  
※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

#### ◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

## お 問 い 合 わ せ 先

### 北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階

電話 011-290-5601

浦臼町役場 暮らし応援課 住民係  
電話 68-2112

## 浦臼消防団本部建替に伴うお知らせ

令和2年3月16日（月）より、浦臼消防団本部の建替工事が実施されます。その間、浦臼消防団本部の電話が休止となりますので、消防へのお問い合わせは、ご不便をおかけいたしますが、奈井江・浦臼支署（65-2259）にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、新浦臼消防団本部の完成については、令和2年12月頃を予定しております。

※火災・救急等に関するお問い合わせは、今まで通り119番で掛かります。

## 容器包装プラスチックごみ収集終了のお知らせ

令和2年3月31日をもって、容器包装プラスチックごみ分別収集が終了することになりました。それにより、4月1日から6月29日まで容器包装プラスチックごみ袋が燃やせるごみ袋として使えるようになります。

※7月からは、使用できません。

また、「市街地区」の「燃やせるごみ」の収集日が毎週「月曜日・木曜日」の2日間となります

なお、農村地区については今までどおり水曜日に収集いたします。

分別収集終了に伴い、2月の町内回覧文書と一緒に下記のとおり容器包装プラスチックごみ袋を各戸に配布致しますのでお使いください。

【40ℓ（10枚入り）】

【20ℓ（10枚入り）】を各1組ずつ各戸に配布致します。

お問合せ 暮らし応援課生活係 68-2112

## 合併処理浄化槽設置費用の補助について

浦臼町では、公共下水道処理区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする方に設置費用の一部を町予算の範囲内で補助金として交付する事業を行っています。下記の要件をすべて満たしている場合に対象となります。すでに単独処理浄化槽を設置していて、合併処理浄化槽に切り替える場合も該当となります。

記

### 要件

- ・自らが居住、又は居住しようとする住宅に設置するもの
- ・対象処理人員が10人以下の規模の設置であること
- ・町税等を滞納していないこと
- ・住宅を賃借している場合は、所有者の承諾が得られていること

### 補助金額

浄化槽本体設置工事に対して、次の金額を限度に補助を行います。

5人槽設置の場合 585,000円

7人槽設置の場合 705,000円

10人槽設置の場合 945,000円

令和2年度に設置を希望される方は、令和2年4月3日（金）までに 暮らし応援課生活係にお申込みください。

また、申込期日以降に設置が決まった場合につきましても随時ご連絡願います。

申込・お問合せ 暮らし応援課生活係 68-2112

買物は町内商店で買いましょう!!

**受付期間** 令和2年2月17日（月）～3月16日（月）  
午前9時～午後4時 ※土・日曜日及び祝日を除く。  
**受付会場** 浦臼町役場1階 調理実習室 / 岩見沢税務署

申告期限は  
**3月16日**

## ■マイナンバー制度について

平成28年1月からマイナンバー制度が導入されたことにより、平成28年分以降の所得税の確定申告には、マイナンバー（12桁）の記載、および本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりました。みなさまのご協力をお願いいたします。

## ■所得税確定申告が必要な方

- 給与と所得者であるが、給与所得以外に20万円を超える所得がある方。
- 公的年金収入が合計400万円を超える方。または、公的年金収入が400万円以下であっても、公的年金以外に20万円を超える所得がある方。
- 個人で農業や商店、飲食店などの事業を行っている方。
- 土地や建物などの不動産の貸し付けで収入のある方。
- 土地や建物などを売って収入を得た方。
- 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方。
- 2か所以上から給与を受けた方。
- 社会保険料控除や医療費控除を受ける方。

これらに当てはまらない場合であっても確定申告が必要な場合がありますので、詳しくは下記URLを参照ください。

国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/>

## ■町道民税申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、町内に在住で、令和元年（2019年）中に所得のあった方。
- ※令和元年（2019年）中に収入がなかった方でも、「非課税証明書」を必要とする場合には申告が必要です。

所得税確定申告書を提出した方は、町道民税申告の必要はありません。

## ■申告に必要なもの

- 印鑑
- 前年中の収入金額を証明できる書類 … 源泉徴収票、報酬の支払調書など
- 控除に関する書類 … 国民年金、国民健康保険税、介護保険料等の領収書、生命保険控除証明書、医療費の領収書（1年間の医療費を集計して提出ください。）
- 申告者名義の通帳（還付申告者のみ）
- 本人確認書類  
例1：マイナンバーカード  
例2：マイナンバー通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

## 国税庁ホームページで所得税確定申告書の作成ができます

- ① 国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書データに電子証明書を添付して、送信（提出）することができるe-tax（イータックス）があります。
- ② 「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、プリントアウト（白黒でも可）して、添付書類を貼付し、税務署に提出できます。なお、郵送での提出もできます。

上記により申告いただくと、役場や税務署で申告する必要はありません。

国税庁 確定申告書等作成コーナーHP  
<https://www.keisan.nta.go.jp/>

役場から「申告のご案内ハガキ」が送付されていない方でも、医療費控除等の申告をすることにより、所得税が還付される場合があります。

**所得税確定申告・町道民税申告のご案内**  
 申告についてご不明なことがございましたら、お気軽にお電話ください。  
 暮らし応援課 税務係 68-2112

元気にあいさつをしましょう!!

# 議会だより

No.169 (R2.2.5発行)

## 令和元年 第4回浦臼町議会定例会 一般質問

第4回定例会は、12月10日に開催され、7議員から一般質問がありましたので、内容を要約し報告します。



### 親しまれる議会だよりを目指します。

#### JR跡地利用について



東藤議員

#### Q 質問

廃線後のJR跡地利用についての説明がない。鉄道用地への除草剤の散布やのり面の草刈りは廃線後もJRで実施するのか。また、今後地権者との協議はあるのか。

#### A 総務課長答弁

隣町では農地利用を検討しているが、令和2年度の鉄道設備手許費用等の調査完了後、住民の意見を聞きながら関係機関とも連携し検討していきたい。

#### Q 再質問

町の考えは。

#### A 町長答弁

JRから町に無償譲渡されるまでは、JRが今まで通り除草剤、草刈りを実施し、譲渡後は同じように町もしている。かなければならないと思っている。

令和2年中には敷地近隣の農地対象者に話をして、意見を聞いていきたい。



静山議員

#### 札沼線廃止後の協議

#### Q 質問

令和2年5月6日に札沼線が廃線となるが、廃線までに行うイベントはあるか。また廃線後の土地等利用の協議はどのような状況か。

#### A 総務課長答弁

イベントについては、札沼線ラベルの記念ワインの販売、JR北海道と連携して12月1日から札沼線記念入場券の発売などを実施している。

また、検討中の企画として、

町内の店舗で買い物や食事をした方に札沼線オリジナル缶バッジの配付、エキアカリの開催などを考えている。

廃線後の活用に関する協議は、廃線後から譲渡までの約

2年間で、最低限必要な協議を進めたいと考えている。

#### 広域連携の今後

#### Q 質問

人口減少や少子高齢化が進むなか、限られた人員や財源を考えると、広域連携による効率的な事務処理は地方公共団体にとって重要な手段となる。将来の連携のありかたは。

#### A 総務課長答弁

人口減少が加速的に進むなか、今まで以上に広域で連携し、効率的な事務処理の遂行が必要となり、新たな分野でも広域連携事業が必要となることが想定される。

また、共同処理施設の老朽化対策や人材不足による雇用の確保などさまざまな課題もあり、将来的には奈井江・浦臼町学校給食組合のように、統廃合も出てくるかと思う。

広域行政の重要性は一層高まっていくと思うので、今後の中長期的な視点で検証しながら、タイミングを逃さず広域連携事務について近隣自治体と協議していきたい。

奈井江浦臼連携の火葬場の今後は。

#### A 町長答弁

施設の老朽化を考えると、砂川市との連携の考えを強く持っている。

#### 新教育長に問う

#### Q 質問

我が町の将来を担う子供たちの教育行政を背負うことになるが、それに向けた思いを表明していただきたい。

#### A 教育長答弁

教育に関する分野は、学校教育はもとより、スポーツや文化・芸術、生涯学習など幅広いものがある。将来を担う子供たちの育成という観点からも、特に義務教育の果たす役割は極めて大きく、その環境づくりを進めることが私に課せられた使命であると考えている。

教育行政は、一般行政同様、基本的に地方自治の本旨に沿って行われる。特に義務教育では、全国的に一定の教育水準の維持向上を図るために、国・道・町の役割分担がされ、

財政的な裏づけがなければ町独自の特色ある取組みがしにくくなっている。

そのなかで、前教育長が導入した地域とともにある学校を理念とし、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）やALITの通年配置、国や道教委も強く推進しているICT環境の整備を改善して継続的に推進し、学校、教職員の理解と協力を得ながら、ふるさと教育などの特色ある教育活動の推進、子供たちの学力向上、健全育成等を図りたいと考えている。

また、幼児から高齢者に至るまで、各世代の学習ニーズに即した講座、教室の開催や図書室機能の強化に取り組み、さらに本町の重要な文化財の適正な管理、郷土史料館の整備にも努めていきたい。



高田議員

### 浦臼町における地域医療構想について

#### Q 質問

町の地域医療構想をどのように維持し続けるのか。近隣の医療機関との連携をどう図るのか伺う。

#### A くらし応援課長答弁

急性期機能を有する医療機関との連携は重要であり、医療圏域での協力体制を引き続き継続していく。

二つの診療所は平成28年度から5年間、2医療法人が運営しているが、令和3年度からの更新に向け指定管理者の公募を行っているところで、令和2年2月末の公募終了までに応募が来るよう努める。

#### Q 再質問

現在、診療日の変動的な運用が行われているが、週5日の診療体制の契約について明記されていたか。また、契約

内容の見直しは行うのか。

現在の契約に週5日は明記されている。2月末までは当初示した条件で公募し、応募がなければ検討する。



柴田議員

### 今後の収支予測とグラウンドデザイン事業について

#### Q 質問

①本町の将来の収支予測は。  
②グラウンドデザイン事業の進捗状況と、ハード面はどこまでの事業総額と考えているのか。

③札沼線の跡地返還後の利用のための協議会の活動状況と進捗状況は。  
④②、③の事業は重複する部分があり、担当課が違うのは効率が悪くはないか。

#### A 総務課長答弁

①これまでの緊縮財政の成果があり、各指標は改善に向か

っている。向こう5年間の財政推計を試算すると、これまでと同様に基金からの繰り入れを行う状況にある。

今後、必要性や優先度、効果などを検証し、事業費の平準化や圧縮に努め、引き続き健全な財政運営に努めていきたい。

#### A 産業振興課長答弁

②ソフト事業としてツアーや、フォーラムを開催した。7月には農家説明会を行い、今後の事業に参加していただける方を募集した。

今後の事業としては、スノーシューツアーや札幌地下歩行空間でのPR・販売会を実施し、事業の推進主体となるまちづくり会社（仮）設立の準備を予定している。

ハード事業は、昨年度作成した案に基づき、今後の維持経費のことも考え、道の駅を単体で直す案と、温泉側に全部機能を集約する案を示した中で今後進めていきたい。  
④互いに情報共有しながら検討しており、今後も連携して事業を推進していく。

### 高齢者世帯等除雪費助成事業について

#### Q 質問

平成28年度より実施している高齢者世帯等除雪費助成事業の現在の状況と、どのような見直しをしたのか、申請手続並びに助成方法について伺う。

社協が行う除雪応援事業との連携はとれているのか。

#### A 長寿福祉課長答弁

昨年度までは居住する家屋の屋根の雪おろし、及び窓の明かりとりのための除雪を対象としたが、今年度から店舗兼住宅、車庫、物置、家屋前、車庫前の除排雪も対象に加え、町民税課税世帯でも該当していれば事業の対象とした。

見直しにより対象世帯は193世帯となり、現在の登録申請世帯数は63件となっている。また、把握している請負事業者に対しても説明を実施している。

助成の手続きについては、事業者との契約を対象者自身が行い、除雪後、3月31日までに契約書と領収書の写し、作業前後の写真を町に提出し



て審査した後、決定通知書を送付、指定口座に入金する流れとなっている。

社協の有償ボランティア及び生活支援事業で行う除雪サービスもあるが、住民が各事業を使い分けできるように、相談された方には説明している。



野崎議員

## 中央バス奈井江駅発着と町営バスの接続について

### Q 質 問

町内の砂川市立病院受診者が帰宅の際、病院前発の中央バスが遅延したため町営バスとの乗り継ぎに間に合わないことが発生している。タクシーでの帰宅を余儀なくされる事があるので町営バスで帰宅できるよう対処できないか。長時間待つことは疾病を抱えた人には大変なエネルギーが必要。運行事業者とすつか

りと協議を行ってほしい。

### A 総務課長答弁

13時発の浦臼行き町営バスを10分程度遅らせるなど、運行事業者と協議を行い調整を図っていききたい。

## 町営バスの増便を

### Q 質 問

公共交通に依存する住民、高齢者は増えている。町営バスの奈井江発浦臼行きの午後の便は13時から16時10分までの間3時間10分の空きがある。増便できないか。

### A 総務課長答弁

砂川市立病院に向かうダイヤとして、朝の便は浦臼駅発7時1分の便に乘車すると8時15分の受付に合う。午後の便も時間は限られているが、受診者の足は確保できていると認識している。

### Q 再質問

利用者の声に応え、町営バスを有効に活用するためにも改善できないか。

### A 総務課長再答弁

事業者も業務を掛け持ちしながら運行している。また、便数を動かすことで、今利用

している方が不便になることもあり、決めかねる所がある。乗り継ぎができる形で時間設定しているの、公共機関の時間帯を見ながら、病院の予約をしていたきたい。



折坂議員

## JR廃線に伴う代替バス及び地域公共交通の充実

### Q 質 問

①JR現行6便が代替バスでは5便に減らされている。月形から当別間は現行より2便増え、早朝便を充実させている。浦臼月形間も現行並みの便数にはできないか。

②高校への通学の利便性を確保し、子供たちの通学の選択肢を狭めないよう配慮しなければならぬと考えるが。

③タクシーの土日休みの対策として、ビジコー本社でもタクシー利用券を使用可能にしてはどうか。

④デマンドタクシーが中心の変更案だが、全世代に対してもっと丁寧な説明が必要では。車に乗れない人に対して、一般タクシーの半額補助の施策などが必要では。

⑤JRの補償金でバスを購入するのなら、砂川便を増設しては。まずはニーズ調査を。

⑥美唄線のデマンドの本数を増やし、登録の仕方を簡素化して利用促進を図って。

### A 総務課長答弁

①月形高校への通学を第一に考え、沿線自治体と調整しているのが現状よりも利便性は向上している。

②浦臼中学校の進路指導の先生に代替バスの運行ダイヤ等について説明し、引き続き通学できることを伝えている。

③ビジコー本社でのタクシー利用券は、事業者との協議で使用可能と回答があった。

④デマンドタクシーの利用方法については再度わかりやすく周知する。高齢者へはタクシー利用券を交付し、支援を行っているため、一般タクシーの半額助成を実施する考えはない。

⑤砂川市立病院への砂川便の

創設は、運転手の確保や路線運行に必要な経費負担の問題など課題が多く、難しい。⑥初年度は必要最小限の便数でスタートし、利用実績を勘案しながら次年度以降の運行便数を検討する。

## 市街地のにぎわい創出のために

### Q 質 問

多様な人材確保、地方の担い手不足解消のためにUIJTターンを促す施策として、起業する個人や団体に初期投資に対する補助、空き家を活用するための改修費などの支援などを考えては。

また、新しく起業しようとする人や移住を考えている人、職場がある浦臼町に住んでみようと思う人の背中を後押しするための家賃補助はどうか。

### A 総務課長答弁

現在、町内の商工業者や本町で起業しようとする個人の補助制度として、平成28年度から中小企業振興条例を施行している。

また、平成30年度から施行の企業立地促進条例では、本

年度1件の実績があり、事業者への支援を行っている。移住定住策としては、定住促進住宅取得応援条例により、新築または中古住宅の取得に対して助成を行っている。家賃補助制度については今のところ考えていない。

## 減量化施設のリスク管理について

### Q 質問

①施設の管理責任は町が担うもの。搬入物の状態、重量のチェックは誰が行うのか。  
②2棟はそれぞれ食肉加工施設から出た残さと加工施設を経由しないものに分けると議会で説明があったが実態はどうか。

③野生動物が持つ動物由来感染症の予防の観点から、作業には長靴、ゴーグルなどを着用し、重機は専用にするべきだと考えるが実態はどうか。

### A 産業振興課長答弁

①搬入時の書類及び残さの中身は、現場で受託事業者が確認し、重量は加工施設にて指定管理者が行っている。内容等に疑義が生じた場合に産業

振興課へ連絡いただく。

②加工施設を経由しない施設について、搬入実績がなく、菌が休眠状態となってしまうので、菌の活性状況を維持するため、6回程度残さを搬入した。

③必要に応じて長靴や手袋等を着用している。重機は町内の配置状況を確認し、4月以降専用化していく予定。



牧島議員

## JR札沼線廃線の代替交通に関する住民説明会を終えて何が課題か伺いたい

### Q 質問

①説明会での意見・希望は。  
②町づくり委員会、地域公共交通会議での意見は。  
③単年度試算として、支援額と不足額は。  
④停車場と待合所が必要と考

### A 総務課長答弁

①登録番号での予約の徹底、タクシー券をビジコー本社で使えるようにして欲しい、土日運行時の奈井江線の料金が高い、長期的な路線の維持に関する要望等。

②特に意見はなく承認された。  
③月形間の運行に関するJRからの支援額は年間583万3千円、不足額は48万2千円となる。

④晩生内線のバス停を活用し、現状ある待合所を活用する。

### Q 再質問

先に町民に資料を渡し、懇談できるようにする必要があるので。また、晩生内にはログハウスの待合所があるが、月形方面の待合所にはない。各停車場に待合所の設置が大事ではないか。

### A 総務課長再答弁

平成25年に地域公共交通を運行した時は、各老人クラブ、みどり学園へ工夫して伝えてきた経過がある。多くの人に説明をする機会を作る。

待合所がないところが何か所かあるが、今のところ要望はなく、要望があれば今後検討したい。

### Q 再々質問

数字を改めて積み上げると、町の財源を割当てなければならぬのでは。待合所は晩生内だけではなく、鶴沼も含めて検討に値すると思うが。

### A 町長答弁

赤字部分は基金条例を作り、やりくりをする。待合所は冬期間は特に必要だという認識である。

## 河川敷の管理について

### Q 質問

札の内川をはじめ、町内多くの河川の立木伐採を求める。

### A 建設課長答弁

町で要望している黄白内川の国道より下流部の伐木・河床掘削が実施されていないことから、関係機関に要望するとともに、河川の現状把握を十分に行っていききたい。

### Q 再質問

札の内川では護岸ブロックとの境目に直径30cmからのアカシヤが林立していて、コンクリート構築物に根をはり、いずれは割れると見ている。上級機関に町として要請しているが、多

くの場所がそういう状態になっているため、早期の伐採を求めた方がいいのでは。

### A 建設課長答弁

現状は十分確認している。

## 電気自転車・車いすの補助に向けて

### Q 質問

国が電気自転車・車いすの貸し出しを行う自治体に対して補助を進めようとしている。免許返納が進むなか、本町でぜひ取り組んでいただきたい。

### A 総務課長答弁

国が高齢者向けの安全な移動手段とされる電気自転車や電動車いす購入支援などの検討を進めるとしている。

近年、高齢者の外出を手助けしているシニアカーは、電動車いすの区分に含まれ、介護保険制度を利用して要介護2以上であれば1割負担でレンタルすることができる。

また、電動車いすについては、障がい者手帳を所持する方は補装具として給付を受けることができる。今後、補助要綱等が示された段階で検討していきたい。



**Q再質問**

現在の補助の対象外の方が電動車いや電動自転車希望したときに、利用料をもらい貸し出す仕組みを考えてはどうか。

**A町長答弁**

高齢者対策は様々な部分で必要になっている。一般の高齢者もこうした乗り物に乗りながら外出することが健康にも繋がるため、ぜひ検討したい。

**審議された事件と結果**

**条例等の審議と結果**

- ◆ 浦臼町札沼線代替輸送事業等基金条例の制定について — 可決 —
- ◆ 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について — 可決 —
- ◆ 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の制定について — 可決 —
- ◆ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について — 可決 —
- ◆ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について — 可決 —
- ◆ 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について — 可決 —
- ◆ 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について — 可決 —
- ◆ 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について — 可決 —
- ◆ 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例について — 可決 —
- ◆ 浦臼町選挙管理委員会及び同補充員の選挙について  
任期満了により選挙が行われ、4名の選挙管理委員、4名の選挙管理委員補充員が当選しました。
- ◆ 財産の取得について（X線透視撮影システム） — 可決 —

**第5回浦臼町議会臨時会**

〔11月25日開催〕

- ◆ 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について — 可決 —
- ◆ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について — 可決 —

**平成30年度各会計歳入歳出決算を認定**

11月18日・11月19日の2日間、決算審査特別委員会が開催され、平成30年度浦臼町各会計歳入歳出決算について原案のとおり認定すべきものと決定しました。  
各会計の決算状況については下記の通りとなっています。



**平成30年度浦臼町各会計決算を認定**

(単位：円)

区分 会計名	決算額		差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額	
	歳入	歳出				
一般会計	3,616,775,983	3,424,975,185	191,800,798	2,992,000	188,808,798	
特別会計	国民健康保険	197,249,180	184,535,393	12,713,787	0	12,713,787
	後期高齢者医療	45,390,602	44,723,077	667,525	0	667,525
	下水道事業	74,575,794	73,453,062	1,122,732	0	1,122,732

◎令和元年度予算の補正されたもの

会計名 (補正番号)	補正後の予算額 (補正額)	補正された主なもの	
一般会計 (第6号)	37億9604万6000円 (261万5000円)	減量化施設業務委託料 135万円 職員手当等 102万6000円	
一般会計 (第7号)	42億8745万円 (4億9140万4000円)	札沼線代替輸送事業等基金積立金 4億9866万円 農プラスチック資材購入費 △1420万2000円	
特別会計	国民健康保険 (第2号)	1億4113万8000円 (3万8000円)	職員手当等 3万8000円
	後期高齢者医療 (第1号)	4951万5000円 (1万5000円)	職員手当等 1万5000円
	下水道事業 (第1号)	8528万5000円 (8万5000円)	職員手当等 8万5000円

◎令和元年度予算の補正されたもの(専決事項)

会計名 (補正番号)	補正後の予算額 (補正額)	補正された主なもの
一般会計 (第5号)	37億9343万1000円 (110万円)	浦臼小学校樹木伐採工事 110万円

奈井江・浦臼町  
議会議員交流会

11月21日、奈井江町議会との交流会を行い、空知総合振興局局長 青木誠雄氏から空知管内の地方創生について講演を聞き、その後意見交換を行いました。



空知町村議会  
議長会表彰

空知町村議会議長会から、長きにわたり地方自治の振興や町政発展に貢献された議員に表彰状が授与され、第4回定例会開会前に伝達されました。

副議長として4年以上在職  
小松 正年議員



総務産業常任委員会報告

〈調査日10月11日、11月8日〉

『農作物の作況状況』

本町の基幹産業の水稲は、5月後半に高温障害、7月には雨不足となり、水稲だけではなく農作物全般に影響が見られた。その後は平年並みに推移し、順調に収穫期を迎えたが、米の品質の低下が見られ、2500俵あまりが共計外となった。

ほかの作物では対前年より収量は増え、なかでもソバと加工用ぶどうは良好だった。今後、近年の温暖化傾向に向けた新たな技術による対策が必要であり、普及センターと連携を密としタイムリーな情報提供を望む。

『町内実施事業等の進捗状況』

●ひばり団地(C・D棟)建築工事等

1棟4戸平屋建て、延床面積323・88㎡、無落雪設計で、風除室が張り出しており夏季の日差しが入りにくい印象を受けた。近年ゲリラ豪雨が頻発しており、屋根排水の



日頃の管理に注意されたい。

●食肉加工施設建築工事(減量化施設含む)

町が管理する減量化施設は、12月から3月までの期間、反転作業を含めた管理を委託する。しかし、照明設備及び換気設備、作業機洗浄の備品がなく、作業安全面、衛生面において作業環境改善に向けた検討が必要と思われる。

その他、農村センター研修室改修工事、ラウネナイ川下流域護岸、中央団地外構舗装改修工事の現場状況調査も行った。

議会の流れ

◎議会運営委員会

12月3日  
第4回定例会の運営について

◎全員協議会

11月8日  
ジビエ処理加工センターについて

11月21日

会計年度任用職員について  
11月25日

学校給食の提供について  
12月10日

第4回定例会について他

◎議会広報特別委員会

1月16日  
議会だより第169号編集

編集後記

昨年は平成が終わり令和がスタートし、災害の多い年でしたが、我が町は穏やかな1年だったと思います。

札沼線もいよいよ廃止となります。寂しい気持ちですが、町に新たなにぎわいが生まれたいと思います。(東藤)

委員長	野崎 敬恭
副委員長	折坂 美鈴
委員	東藤 晃義
	高田 英利

## 高等学校通学等支援助成に係る卒業・在学証明書の提出について

現在、高等学校通学等支援助成金を受け取っている方へ、令和元年10月から令和2年3月分の助成金を交付いたしますので、下記の提出書類を令和2年3月9日（月）までに教育委員会学務係へ提出してください。

学 年	提出書類
高校3年生の方	卒業証書の写し、又は、卒業証明書 ※卒業証書を持ってきていただければこちらでコピーします。
高校1・2年生の方	在学証明書 ※3月に入ってからとってください。 3月より前の証明日は無効です。

○前回の申請時から通学の方法や下宿代が変更となった場合は、そのことがわかるものも合わせて持参してください。

○助成金の振り込みは、3月9日提出分までは3月中を予定しております。

○未申請の方は、在学証明書のほかに申請書や印鑑、通帳など必要なものを全て揃えてお越しください。  
(お問合せ 教育委員会学務係 68-2166)

## 消費者トラブルに関してのご相談は 滝川地方消費者センターへ

住 所：滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所3階

電話番号：0125-23-4778

月曜日～金曜日の9:00～16:00 受付となっております（祝日・年末年始は除く）

**消費者ホットライン 全国共通電話番号 188**

地方公共団体が設置している身近な消費者センターや消費生活相談窓口をご案内してくれます。

### ●消費者トラブル（例）

- ・架空請求－裁判所からの「訴状」が届いた→裁判所を語った詐欺の可能性がります。
- ・インターネットショッピング－試すつもりで購入したが定期購入が条件だった  
→画面の端に目立たず定期購入と書いてあることがあります。  
解約ができない、お金が支払えないなど 困ったときは相談してください。
- ・電子マネー取引－料金未払いの督促メールが届きプリペイドカードで支払うように指示  
→詐欺の可能性が非常に高いです。

他にも様々な消費者被害があります。困ったときは一人で悩まず早めに相談してください。

## 高齢者等冬の生活支援（灯油）券 申請受付中!

町では高齢者等の冬の生活支援として、灯油券の申請受付をしています。

該当になると思われる方には昨年11月に個別通知しています。

申請受付は今月末までとなりますので、忘れずに申請してください。

お問い合わせ

長寿福祉課介護福祉係（保健センター内） 電話 69-2100

**振り込めサギには十分注意しましょう!**

## 人件費の状況

平成30年度一般会計決算

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	29年度の人件費 (率)
千円 3,424,976	千円 450,908	% 13.2	422,906千円 (11.8%)

## 特別職・議員の給与

令和元年12月1日現在

区分	給 料 ・ 報 酬			
	町 長	副町長	教育長	-
月額	687,200円	581,280円	541,200円	-
区分	議 長	副議長	常任委員長	議 員
月額	268,000円	212,000円	195,000円	177,000円
期末手当	3役・議員ともに4.50月分			

## 期末・勤勉手当の状況

令和元年12月1日現在

区 分	期 末	勤 勉	計	備 考
6 月 期	1.30月	0.925月	2.225月	
12 月 期	1.30月	0.975月	2.275月	
計	2.60月	1.90月	4.50月	

## 一般行政職の初任給

平成31年4月1日現在

区 分	浦 白 町	北 海 道	国家公務員
大 学 卒	180,700円	180,700円	180,700円
高 校 卒	148,600円	148,600円	148,600円

## 部門別職員の状況

各年4月1日現在の実人数

区 分 部 門	職 員 数			対前年度増減数		
	平成29年	平成30年	平成31年	平成29年	平成30年	平成31年
一般行政職	43	45	46	1	2	1
教育委員会	7	7	7	0	0	0
特別会計	4	4	4	△1	0	0
合計	54	56	57	0	2	1

# 浦臼町職員の 給与と職員数を 公表します。

町民生活にかかる様々な仕事に携わっている町職員の給与や職員定数は、町議会の審議を経て、条例で定められています。  
三役・職員・町議会議員の給与など、その概要についてお知らせします。

## 経験年数別・学歴別平均給料月額

平成31年4月1日現在(円)

区 分		経験年数別平均給料月額				平均給料 月 額	平均年齢 歳 月
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上		
一 般 行 政 職	大学卒	258,900	305,900	374,000	404,600	279,600	37歳3月
	高校卒	-	280,300	324,300	358,000	323,500	41歳7月

## ラスパイレス指数の状況

国家公務員の給与水準を100としたときの比較

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
指数値	91.7	97.8	97.4	98.5	98.2

## 職員給与の状況

令和元年度一般会計当初予算

予算計上 職員数 (A)	給 与 費				1人当りの 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
人 53	千円 218,642	千円 32,921	千円 85,990	千円 337,553	千円 6,369

## 浦臼町農業委員会の委員(農業委員)の募集案内

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法は平成29年より「公選制」から議会の同意を条件とする町長の「任命制」へと改正になりました。

これにより次期農業委員の選任にあたり、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進、更には農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる農業委員候補者を次のとおり募集いたします。

### 1 推薦及び募集方法について

- (1) 町内の地区又は全域からの推薦
- (2) 団体等からの推薦
- (3) 一般募集

### 2 募集人数及び任期について

募集人数13人〔任期〕令和2年7月20日から令和5年7月19日まで(3年間)

### 3 推薦及び応募資格について

- (1) 町内に住所を有する者とする。ただし特別な事情がある場合はこの限りでない。
- (2) 法令の規定により農業委員との兼務を禁止されている職にない者  
※法令の規定により、次の者は農業委員になることができません。
  - ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 4 推薦及び応募受付期間

令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)

### 5 推薦及び応募手続きについて

- (1) 町内の地区又は全域からの推薦にあたっては、農業者等3名以上が連名し、当該農業者の代表者が推薦用紙を農業委員会事務局へ提出するものとする。
- (2) 団体等からの推薦は、代表者が推薦用紙を農業委員会事務局へ提出するものとする。
- (3) 応募する者は、応募用紙に必要事項を記載のうえ、農業委員会事務局へ提出するものとする。  
※「推薦用紙」・「応募用紙」は、農業委員会事務局の窓口にて配布しております。  
また、浦臼町ホームページからも用紙のダウンロードができます。

### 6 推薦を受けた者及び募集に応じた者の公表について

推薦を受けた者及び募集に応じた者については、法律により、情報公開が義務づけられておりますので、募集期間中及び期間終了後遅滞なく、氏名、年齢、職業等を浦臼町ホームページ及び掲示板等にて公開いたします。

### 7 農業委員の任命について

推薦及び応募された方を委員候補者として農業委員候補者評価委員会が各委員候補者を評価した意見を町長へ報告し、それを受け町長が委員候補者13名を決定後、議会の同意を得たうえで農業委員に任命いたします。

なお、法律により農業委員の構成については、利害関係のない者を1人以上及び認定農業者が過半数であることが条件となっております。

### 8 お問い合わせ先(提出先)

浦臼町農業委員会事務局(浦臼町役場1階) 電話0125-68-2298

## 住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳の閲覧状況について、下記のとおりお知らせいたします。

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規程に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています。

対象期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日

国又は地方公共団体の機関からの請求による閲覧（住民基本台帳法第11条）

閲覧年月日	閲覧申請者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲	閲覧件数
令和元年6月5日	自衛隊 札幌地方協力本部	自衛官募集	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの男女 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの男女 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの男女	42件

なお、個人又は法人の申出による閲覧（住民基本台帳法第11条の2）については今回該当ありませんでした。

## 自衛官募集

募集項目	資格	受付期間	試験日
自衛官候補生 (男子・女子)	採用予定月1日現在 18歳以上 33歳未満の者	年間を通じて行っております。 第7回メ切 令和2年2月14日 第8回メ切 令和2年2月24日	第7回 令和2年2月21日、22日 のうち指定する1日 第8回 令和2年3月7日
幹部候補生	一般	令和2年3月1日 ） 令和2年5月1日	1次試験 令和2年5月9日（予定）
	歯科		2次試験 令和2年6月9日～12日のうち指定する1日 （予定）
	薬剤科 (薬剤科は28歳未満)		

※詳しくは、自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所まで TEL 0125-22-2140

## 子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

●電話相談 0120-3882-56（無料、毎日24時間対応）

●メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

※急ぎの場合は電話相談を利用してください

●来所相談（10～16時、土日・祝日、年末年始はお休みです。）

子ども相談支援センター 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

※上記の電話相談で予約してください。

※センターのWebページに、「子ども相談支援センターへの相談事例」を掲載しています。次のURLからご覧ください。 URL: <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>



センターWebページ



## ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%  
(固定金利・保証料含む) (平成27年4月1日現在)

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。

※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。

※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。

※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの借換もOK

ふれあいを大切にする  
**北門信用金庫**

<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

広  
告

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011

ゴミは、分別して出しましょう!!

「北方領土の日特別啓発期間」 令和2年2月20日（木）まで 北方領土は日本固有の領土です!



## 登記・相続に関するQ & A

Q 相続分とは何ですか？

A 相続分とは、相続人が2人以上いる場合、誰がどのくらいの割合で相続する権利を有しているかを指します。

法律で定められた相続分は、相続人の立場と組合せにより、次のとおりとなっています。

相続人		相続分
(1) 被相続人の 配偶者 (妻又は夫)	①被相続人に子がいる場合	2分の1
	②被相続人に子がいない、父母がいる場合	3分の2
	③被相続人に子及び父母がいない、兄弟姉妹がいる場合	4分の3
(2) 被相続人の 子	①被相続人に配偶者がいる場合	2分の1を子の人数で均等に分割
	②被相続人に配偶者がいない場合	全体を子の人数で均等に分割
(3) 被相続人の 兄弟姉妹	①被相続人の子又は父母がいる場合	なし
	②被相続人に子も父母もいない、被相続人の配偶者がいる場合	4分の1を兄弟姉妹の人数で均等に分割
	③被相続人に子も父母も配偶者もない場合	全体を兄弟姉妹の人数で均等に分割

このほか、父母が相続する場合、孫が相続する場合などがありますが、上記の例にあてはまらない場合は、司法書士会開催の相談会などでお問合せください。

### ■お問合せ先

札幌法務局滝川支局 0125-23-2330

(ホームページ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

札幌司法書士会 011-272-9035 (法律相談センター予約)

※滝川市にも相談所を設けています

(ホームページ) <http://www.sihosyosi.or.jp/>

### 専門家に相談してみませんか？ 無料法律相談会

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会が実施されます。

日時 2月12日(水) 13:00~15:00

場所 浦臼町商工会館

相談内容 相続、遺言、登記(法人・不動産)、  
債務整理、民事裁判、成年後見 等

お問合せ先 浦臼町商工会 67-3331

あなたの  
悩みに

すべての相談の相談料が  
**無料になりました。**

相談予約  
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

コタエを  
出します

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

限りある水資源を大切に!節水にご協力をお願いします!

## 令和2年度町民まちづくり活動応援事業の募集について

令和2年度の町民まちづくり活動応援事業を募集します。

この事業は、町民のみなさんが自ら主体となって行う「まちづくり活動」に補助金を交付するものです。日頃の思いやアイデアを活かしたまちづくりを仲間と一緒にチャレンジしてみませんか。ご応募お待ちしております。

### 1. 補助金の額

1 事業につき限度額30万円

### 2. 補助率

総事業費のうち補助対象経費の10分の8

### 3. 提出書類

- (1) 事業計画書 (3) 団体の規約等の写し  
(2) 収支予算書 (4) 会員名簿

### 4. 提出先及び事前相談窓口

総務課企画統計係

### 5. 提出期限

令和2年3月18日(水)

### 6. 補助の対象となる団体

3名以上で構成され、団体の運営に関する規則等を有していることが必要です。  
※営利団体でも、営利を目的とした事業でなければ対象となります。

### 7. 補助の対象となる事業

- (1) 浦臼町内において地域の活性化を図り、または地域の特色を活かせる事業  
(2) 安全、安心な地域づくりを推進する事業  
(3) 地域の福祉の向上に寄与する事業 (4) 公共性のある事業  
※営利を目的とした事業や、他の補助金等を受けている事業は対象になりません。

### 8. 補助対象となる経費

講師や専門家への謝金・旅費(講師、専門家等への交通費など)・消耗品費・燃料費・印刷製本費・通信費・保険料・使用料及び賃借料・原材料費・コミュニティ経費(作業等に供する飲み物代)など

### 9. 審査方法

- 書類審査  
福祉のまちづくり委員による書類審査を行います。事業内容により、申請団体にご出席いただく場合もあります。
- 補助金の交付は1事業につき通算3回までです。
- 継続事業でも計画書の提出が必要です。毎年審査を行いますので採択されとは限りません。
- 新しい取り組みだけでなく、これまで行っている取り組みを広げたりステップアップさせる取り組みも対象となります。

## 町民まちづくり活動応援補助金制度対象事業

### だれでも食堂のご案内



浦臼の野菜をできるだけ使用して、月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

日 時：2月15日(土) 11:30~13:30 開催場所：ふれあいの家(中央団地敷地内)  
メニュー：ジンギスカン・ごはん・みそ汁・デザート 料 金：大人200円 18歳以下無料

買物は町内商店で買しましょう!!

## 認知症家族教室のご案内

認知症の方の介護について不安や戸惑いは、誰にでもあります。相談できる人や協力者がいなくて悩んでいることはありませんか。知識を習得し家族同士の交流もしながら、少しでも介護負担の軽減につながることを願い開催します。

### <プログラム>

- ①令和2年3月5日(木) 10:00~11:30  
「認知症の診断・治療」 認知症疾患医療センター長 医師 内海久美子
- ②令和2年3月12日(木) 10:00~11:30  
「認知症の方へのかかわり方」 認知症疾患医療センター 老人看護専門看護師 福田智子
- ③令和2年3月19日(木) 10:00~11:30  
「介護のつらさ難しさと介護者のストレスケア」 認知症疾患医療センター 公認心理師 柳渡彩香

### <会場>

砂川市立病院 多目的ホール1  
\*玄関ロビーエスカレーターを上がり、正面にあります。

### <申込み>

砂川市立病院 認知症疾患医療センター 電話：0125-54-2131 (内線1711)  
担当：大辻  
\*申込みの際に、氏名、連絡先等をお伝えください。  
\*申込み締め切り、3月4日(水)



Events Urausu town

## 浦臼町の出来事



### 町民文化講演会

1月28日(火)、あかねホールにおいて、浦臼町出身で立命館慶祥中学校・高等学校の陸上競技部顧問である日裏徹也氏を講師に招いた浦臼町民文化講演会が開催されました。

日裏氏は、東京オリンピック参加有資格者小池祐貴選手を育てた指導者であり、講演ではトップアスリートの育成を通じて得られた自身の経験や、子どもに目標を持たせること、人間として成長させていくことの大切さをお話しいただきました。



### 2020 ふれあい広場うらうす

1月19日(日)、ふるさと活性化センターにおいて「2020 ふれあい広場うらうす」が開催されました。子供から高齢者まで町民が一堂に集まり、共にふれあえる場を設けることで、家に閉じこもりがちな冬期間の一日を楽しく過ごしてもらうことを目的としており、今回で第25回目となります。宝引きや体操、ビンゴゲームなどが行われたほか、絵手紙や折紙の体験コーナーも設置され、世代を越えた幅広い交流が行われていました。

元気にあいさつをしましょう!!



# 今月の粗大ごみ収集日

## は2月18日(火)

です。2月10日(月)までに申し込みされた方の戸別(訪問)収集日です。

※3月の収集日は3月17日(火)です。ゆ切は3月10日(火)までとなります。

### 短歌……浦白短歌会

穏やかに新年迎えお節喰む  
二人で過ごす幸に感謝す

井下 隼子

淋しさに負けないで詩を作りいる  
僕の命とリンクしている

玄地 祐文

息子や孫や曾孫も揃いて  
新春を迎う俵せ九十路となりて

本間 マキ子

除夜の鐘聞きつつ誓う終末の  
整理を少し始めようかと

森 一喜

住みなれしこの町離れる歌友あり  
背すじ伸しつ眼うるみぬ

森 小夜子



### お知らせします!

最終処分場放流水水質検査結果(12月分)



採取日	項目	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 (SS)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD-Mn)	全窒素 (T-N)
12月11日(水)		7.4	1未満	0.6	2.6	4.30
	基準値	5.8~8.6	10以下	20以下	90以下	120以下

### 自動車運転免許更新講習会

優良運転手のみが受講できる講習会で、ご自宅に「運転免許証更新連絡書」が届きますので、砂川警察署等で更新の手続き(申請等)を済ませ、「優良講習」対象者に該当するかどうか確認の上、受講してください。

更新手続きは、誕生日の前後合わせて2ヶ月間の間に行ってください。

とき 2月20日(木) 午後6時から  
ところ 奈井江町文化ホール(JR奈井江駅前)

### おくやみ申し上げます

土橋 慧 次さん	75歳	12月8日
		浦白第6
水野 国 雄さん	74歳	12月17日
		浦白第3

### ご厚志ありがとうございます 社会福祉協議会へ

○故人の生前のお礼として

- ・水野 良子 浦白第3  
(故水野 国 雄さん) 5万円
- ・水口 信雄 札幌市  
(故水口 トキエさん) 5万円



### はい!こちら119番



その他の出動	救助出動	救急出動	警 戒	火災出動	区 分	
					期 間	
1 (2)	0 (0)	10 (32)	0 (0)	0 (0)	12月1日 ↓ 12月31日	今月分
5 (26)	3 (12)	92 (373)	10 (23)	1 (3)	1月1日 ↓ 12月31日	累 計

浦白町内の出動状況( )内は奈井江・浦白支署全出動状況

### 編集後記

この号が出る頃には終わっていますが、2月1日に開催されるエキアカリに向けて準備をしています。今年はアイスクャンドルの作り方を改善したので昨年のように腰を痛めることもなく当日を迎えられそうです。昨年はアイスクャンドル作りで腰を痛めたためせっかく揃えたスキー一式を使わずに冬を越してしまいました。今年は万全の状態で行けそうと思いきや、シーズン序盤は雪が少なく行けず、現在はエキアカリの準備含め仕事が忙しくて行けず、気付いたらもう2月です。また袋から出すこともなく冬が終わってしまうのではないかと不安でいっぱいです。もしスキー靴が合わなくなっていたらどなたか差し上げます。

### ひとのうごき

男	860人 (-2人)
女	925人 (-1人)
計	1,785人 (-3人)
世帯数	856戸 (+1戸)

( )内は前月との比 ■12月末現在